

苫小牧市美術博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和5年4月28日 ～ 令和5年5月27日 （30日間）

意見提出人数 4人

提出意見件数 8件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 2 情報の周知 今回公表された美術博物館に保管されているアイヌ遺骨に関する情報は少なすぎる。どういう状況で発掘されたのかまで、公表すべきだ。	提出意見を踏まえ、関係者と協議を行っています。	C
2	2	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 2 情報の周知 周知期間が6か月は短すぎる。声を出せないアイヌの人々のことも考え、周知期間を長くして、丁寧に対応すべきだ。		
3	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 3 地域への返還 4 慰霊施設への保管及び保管の継続について (案)の3で地域への返還、4で白老の慰霊施設への移送保管とあるが、次のように行うのが良いと考える。		

		<p>苫小牧アイヌ協会または祭祀継承者から返還の申し出がなかったご遺骨は、3か所の出土地域が判っているのであるから、出土地近隣の苫小牧市が管理する墓地へ埋葬することが良い。近隣墓地に無縁墓または共同墓があればそこに埋葬することが良い。もしなければ「アイヌ無縁墓」を建立して埋葬すると良い。</p>		
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>4 慰霊施設への保管及び保管の継続について</p> <p>アイヌの人骨は苫小牧市保管管理としてアイヌ民族もそれにともない、同時に保管管理祭事(カムイノミ)を行う。苫小牧市、苫小牧市有地に保管すべき。</p>		
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>4 慰霊施設への保管及び保管の継続について</p> <p>「土から生まれ土に帰る」アイヌの基本を実践するために、苫小牧市で出土したアイヌ遺骨は、出土した場所へ再埋葬すべきである。現状難しかったとしても、苫小牧市内に再埋葬すべきである。</p>		
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>4 慰霊施設への保管及び保管の継続について</p> <p>いかなる理由があつたとしても、白老町の慰霊施設へ移すことは反対だ。</p>		
7	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>4 慰霊施設への保管及び保管の継続について</p> <p>ウポポイの慰霊施設で保管する事には反対である。市外への持ち出しのほか、遺骨、副葬品を分けて保管する事に反対であり、苫小牧市で出土したアイヌの遺骨については、苫</p>		

		小牧市で保管し、慰霊すべきと考えている。		
8	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>5 慰霊施設への保管及び保管の継続となった経緯について遺骨等の取扱いについて、苫小牧アイヌ協会と協議を行ったとあるが、苫小牧にある他のアイヌ関連団体との協議が十分になされていないのではないか。</p>		

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。